



2021年6月14日

各 位

会 社 名 東京ボード工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 井上 弘之
(コード：7815 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 大矢宣之
(TEL：03 - 3522 - 4138)

業績連動型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、2021年6月14日開催の取締役会において、現在導入している当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様としています。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）について継続することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.本制度の継続について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、本制度が、取締役の報酬と当社業績及び株価との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、また、当社グループ業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、2015年6月22日開催の第70期定時株主総会の承認を得て、本制度を導入いたしました。その後2018年6月20日開催の第73期定時株主総会により、本制度の一部改訂し継続する旨の承認を得て現在まで制度を運用しております。2021年8月末日に満了を迎える本制度につきましても、2024年8月未まで3年延長（以下「本延長」といいます。）することといたします。
- (2) 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を取締役に交付及び給付する仕組みです。

2.本制度の内容について

本制度の継続にあたり、以下のとおり、設定済みの BIP 信託の信託期間を延長しますが、2018 年度一部改訂し運用している本制度の内容を維持します。

なお、本制度の概要につきましては、2018 年 5 月 14 日付「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(1) B I P 信託の延長時における残存株式等の承継

2021 年 8 月 31 日に信託期間が満了する既存の B I P 信託(以下「本信託」といいます。)について、信託期間の延長を行うことにより、本制度を継続的に実施します。また、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に交付が予定される当社株式で交付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等を延長後の本信託に承継します。

(ご参考) 信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2015 年 9 月 17 日(2021 年 6 月 30 日付で変更予定)
信託の期間	2015 年 9 月 17 日~2021 年 8 月末日(2021 年 6 月 30 日付の信託契約の変更で 2024 年 8 月末日まで延長予定)
制度開始日	2015 年 10 月 1 日
議決権	行使しないものといたします。
取得株式の総額	本延長に際して、当社普通株式の追加取得は行いません。
信託金の上限額	110 百万円(信託報酬・信託費用を含む。)
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上